

産業構造審議会保安分科会ガス安全小委員会（第12回）議事録

日時：平成27年12月17日（木） 10：00～11：25

場所：経済産業省 本館地下2階 講堂

議題：

- (1) ガスシステム改革保安対策WG中間的整理について
- (2) 規制の整合化等に向けた検討について
- (3) その他

○大本ガス安全室長 それでは定刻となりましたので、ただいまから第12回産業構造審議会保安分科会ガス安全小委員会を開催いたします。開催に当たりまして、事務局を代表して、住田商務流通保安審議官から御挨拶をお願いします。

○住田商務流通保安審議官 皆様、おはようございます。ただいま御紹介をいただきました商務流通保安審議官の住田でございます。本日はお忙しい中、お集まりをいただきまして、大変ありがとうございます。私は、今年7月末に前任の寺澤の後を引き継ぎまして商務流通保安審議官に就任させていただきました。日頃からいろんな面で御協力・御指導を賜っておりまして、大変ありがとうございます。

今、私どもといたしましては、いろいろ変化する環境の中で、保安水準の維持・向上をどの様に行っていくかということについて幅広く議論をしております。特に、第4次産業革命とも言われるような、IoTでございますとか、ビッグデータ、AI、こういったものを活用しながら、いかに保安の水準を維持・向上させていくか。一方で、保安に携わってこられた多くのベテランの方がおやめになるような時期を迎えていることもあって、今のままで保安水準を維持していくことはかなり難しいということもあろうかと思えます。一方で、様々なプラントなどが老朽化しているという実態もございます。人手不足の問題もあると思えます。

従いまして、こういったいろんなチャレンジを克服していくためには、何かそれに代わるような、補足するようなものが必要でございました。そういう中でデータの活用というものが、取って代わるというのではないですけれども、人の能力を補うという意味でも非常に大事なのではないかと考えております。ガスの安全を考えるという意味においても、

こうした変化を今後更に具体化した形で仕組みの中でも取り組んでいくというようなことも考えていきたいと考えてございます。

本日は、前回の6月のガス安全小委員会の中でテーマが幾つか出てまいりましたので、それを踏まえまして、今後の議論の進め方を前回お話しさせていただいたわけですが、その中で最初の議題としてガスシステム改革保安対策ワーキンググループの中間的整理について御議論をいただき、それとともに規制の整合化などについても検討していただくということでございます。皆様におかれましては、どうぞ忌憚のない御意見をいただけますよう、お願いしたいと思います。

○大本ガス安全室長　ここからの議事進行につきましては、豊田委員長にお願いいたします。

○豊田委員長　おはようございます。年末、お忙しいところを御参集いただきましてありがとうございます。ガスシステム改革に関しましても大詰めに迎えております。パッと見たところ、傍聴席の数が今日は少ない印象ですが、去年の活発な議論の成果がかなり実を結んできたのではないかという感じもし、落ち着きを見せていると思います。保安対策ワーキンググループで倉渕座長には多大な尽力を賜り、4回にわたって御議論いただきました内容で中間的整理の取りまとめとなっておりますが、かなり最終案に近い取りまとめまでしていただきました。厚く御礼申し上げたいと思います。その中間報告を御説明いただき、御議論をいただくということと、先ほどお話しがありました規制の整合化、本日は、この2つの大きな話題に関して御議論いただくことになっております。

それでは、会議に先立ちまして、今回から新たに参加される委員等がおられますので、事務局より御紹介をお願い申し上げます。

○大本ガス安全室長　委員の御紹介の前に、本日の小委員会は定足数に達しておりますことを御報告いたします。それでは、今回から新たに参加される委員の方々を御紹介させていただきます。青木栄委員の御後任として、ガス警報器工業会専務理事の折田憲一委員でございます。

○折田委員　折田でございます。よろしく申し上げます。

○大本ガス安全室長　安田慎一委員の御後任として、高圧ガス保安協会理事の久本晃一郎委員でございます。

○久本委員　久本でございます。よろしく申し上げます。

○大本ガス安全室長　なお、織朱實委員及び宮村鐵夫委員につきましては、任期満了に

伴い、ガス安全小委員会委員を御退任されております。また、本日は、これまでガスシステム改革保安対策WGで専門委員としてご審議に参加された内倉専門委員、金子専門委員、杉森専門委員、一般財団法人日本ガス機器検査協会教育講習部長の森下様にオブザーバーとして御出席いただいております。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。お手元の座席表の後に議事次第、配付資料一覧、資料1、その後に「中間的整理」ということで資料2-1、「中間的整理の概要」ということで資料2-2、資料3として「規制の整合化等に向けた検討について」、また、参考資料1から参考資料6まで、後ろのほうにございます。配付資料に不備等がございましたら、事務局までお知らせいただければと思います。

○豊田委員長　　どうもありがとうございました。資料の方はよろしいでしょうか。

それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。

1番目の議題であります「ガスシステム改革保安対策WG中間的整理」ということで、大部にわたっておりますが、大本室長から、要領よく御説明いただくことにいたします。よろしく願いいたします。

○大本ガス安全室長　それでは、お手元の資料2-2の「中間的整理の概要」を御覧いただければと思います。その内容に応じて、資料2-1の「中間的整理」も利用させていただきますので、2つの資料をお手元に置いて御覧ください。

資料2-2の「中間的整理の概要」の1ページ目でございます。詳細な制度設計ということで、今年7月にガスシステム改革保安対策WGを設置し、これまで4回開催してございます。左側にWGのメンバーとして、倉渕座長、赤穂委員、三浦委員、久本委員、吉川委員、専門委員として内倉委員、金子委員、杉森委員、早田委員ということでございます。右側に主要検討事項ということで、第1回目から第4回目まで審議をしてございます。

次のページを御覧ください。3ページ目、これまでの検討の背景というところでございます。ガスシステム改革につきましては、左側が現在の事業類型、右側が小売全面自由化後ということで、LNG基地事業（ガス製造事業）、ガス導管事業、ガス小売事業という形で整理をしてございます。

続きまして、4ページ目の上の方を御覧いただければと思います。今回の保安規制の主な内容でございます。左側の現行につきましては、事業者所有のガス導管からガス栓まで、消費機器も含めて一般ガス事業者が保安責任を担ってございます。全面自由化後は、右側のところでございますけれども、ガス小売事業者が消費機器の調査・周知の保安責任

を担うということで、下の表に書いてあるような整理になってございます。また、消費機器の調査・周知についてガス小売事業者が担うに当たっては、保安業務規程を事業開始前に作成・届出し、経済産業大臣がその内容を確認するということになってございます。

続いて、6ページ目を御覧いただければと思います。今回の改正に当たりまして、いわゆる内管の責任についてはガス導管事業者が引き続き保安責任を担うことになっております。それが下の表のところでございます。内管の需要家責任が需要家に移管するか否かについては、引き続きガス導管事業者が担うことになりました。「ガス工作物所有者の責務規定の概要」のところでございますけれども、ガス事業者の保安業務に協力するよう努めなければならない。技術基準適合命令が発出された場合には、ガス事業者の保安業務に協力しなければならない。保安業務に協力しない場合、また公共の安全上特に重要なガス工作物である場合は、経済産業大臣による協力勧告を受けるといようなスキームを新たに創設してございます。

7ページ目に、今年2月にガス安全小委員会報告ということで、新たな詳細な制度設計を今後行うということにしております。

続きまして、9ページ目、ガス漏れ等の緊急時対応における導管・小売事業者の役割分担について御説明いたします。

事業者間の連携・協力でございます。今般の法改正により、ガス漏れ等の緊急時対応はガス導管事業者が一元的に行うこととされましたが、消費機器の調査・周知を行い、需要家と接点を有するのはガス小売事業者でございます。そのため、ガス小売事業者との連携・協力が不可欠であり、ガス小売事業者の役割を明確化することとしております。これにつきましては、下の連携・協力のところがございますけれども、1つ目は、緊急時対応におけるガス導管事業者の受付窓口の周知ということで、需要家がガス漏れに気づいたときには即座に通報することが重要であります。その通報を的確に行うという観点から、ガス小売事業者は供給開始時や定期的に行う周知を通じて、ガス導管事業者の緊急保安受付窓口を需要家に知らしめるということ。2つ目は、需要家の消費機器の設置状況等に係る情報提供ということで、ガス導管事業者が有効に緊急時対応を行うために、ガス小売事業者は応急措置に有効な消費機器等に関する情報をガス導管事業者に通知するということになってございます。

3つ目は、マイコンメーター作動時の復帰方法等の措置に係る協力・教育ということで、これにつきましては、ガス漏れが生じた場合のガスの停止など、需要家に一定の協力を求

める場合もございますけれども、仮に需要家からガス小売事業者相談窓口に通報があった場合には、ガス小売事業者が需要家に当該協力を促すことが必要であります。その観点から、ガス小売事業者はガスを供給する立場から、ガス導管事業者と連携して対応することが必要でございます。その観点で、ガス小売事業者の従事者に対して教育を実施することが必要ということになってございます。

4つ目は、緊急時におけるガス導管事業者と需要家との連絡体制の確立でございます。ガス導管事業者が緊急時対応を行うに際して需要家との調整が必要となる場合においては、需要家と契約関係にあるガス小売事業者の担当者が窓口になって苦情や問い合わせに対処するということになってございます。

5つ目は、消防・警察等の防災関係機関との連携でございます。ガス事故が発生した場合、場合によっては現場の立ち会いを求められることもございます。需要家にガスを供給する立場からガス導管事業者と連携して対応することが必要ということで、ガス小売事業者も対応していただくということになってございます。

6つ目は、緊急時対応に備えた需要家との契約ということで、これまでは一般の供給約款に基づき、敷地内への立ち入りなどを契約の際に締結しておりましたけれども、今後につきましては、ガス小売供給契約においてガス小売事業者が需要家の承諾を得ることとなります。

上の2. に戻っていただいて、ガス小売事業者との連携・協力が不可欠であり、ガス小売事業者の役割を明確化するために、以上の1. から6. までを説明させていただきました。

また、3. のガス導管事業者の緊急時対応やガス小売事業者の連携・協力の内容について、各事業者の作成する保安業務規程の記載事項とし、託送供給約款とともに実行性を担保するとしてございます。

次に、10ページ目になります。大規模災害発生時対応における導管・小売事業者の役割分担でございます。現行制度においてガス事業者は大規模災害発生時に二次災害の発生を防止し、発生した被害を早期に復旧するために、平常時の導管部門、小売部門といった組織を導管対策隊、顧客対策隊といった特別組織に編成し、対応に当たるとしてございます。今回の改正によって、大規模災害時対応はガス導管事業者が一元的に対応を行うこととされましたが、ガス導管事業者とガス小売事業者が平常時の役割分担の範囲を越えて一体として初動対応と復旧対応に当たることが重要でございます。この下に、現行制度における

大規模災害時対応の概要を記載してございます。まず1つが、供給停止の判断・実施で、これは導管対策隊が行うということでございます。被災状況を速やかに判断し、二次災害が懸念される区域については、ブロックごとに供給停止区域とする判断を行い、ガバナ遮断などにより迅速な供給停止を行うとしてございます。

2つ目の供給停止を行わない供給継続区域につきましては、導管対策隊と顧客対策隊が対応するという事で、同時多発するガス漏れに確実に処理するため、導管対策隊はガス漏れ受付体制を増強するとともに、ガス漏れ等の緊急時対応に専念して対処する。顧客対策隊は、一般電話受付体制を増強し、苦情・相談対応やマイコンメーター復帰対応を実施するという事でございます。右側に写真をつけさせていただいています。

2. の供給停止区域の復旧対応については、供給停止を行った場合において、①復旧計画の策定、復旧作業は導管対策隊が行うということでございます。導管対策隊は、導管網の復旧計画を策定し、面的な復旧作業を実施する。②保安閉開栓、移動式ガス発生設備の維持・運用は顧客対策隊が行うということでございます。導管対策隊が専念する復旧作業前後には面的な閉開栓が必要でございます。右側にフローをつけてございますけれども、まず閉栓巡回ということで、復旧する前にガスメーターを閉栓する。その後、2,000から3,000件の地域に分割した上で、ガス導管の復旧、ガバナの再稼働、そして順次開栓を行っていくということになってございます。また、移動式ガス発生設備による臨時供給についても顧客対策隊がその維持・運用を行うとしてございます。

11ページ目は、災害発生時にはガス導管事業者の対策本部に指揮命令系統を一元化し、導管対策隊、顧客対策隊を設置し、ガス漏れ対応や導管復旧等の大規模災害時対応に当たることになります。さらに、被災地域内のガス小売事業者に対しても、ガス導管事業者の災害対策本部の顧客対策隊の一員として必要な要員を供出し対応に当たるなどの役割を明確化する。各事業者の役割については、今後国が作成する「連携・協力ガイドライン」、保安業務規程等の記載事項とし、実行性を担保していくとしてございます。

被災地域内の導管事業者が担う役割として、1. 災害対策本部を設置し、導管対策隊、顧客対策隊といった特別体制を組織するという事で、次の12ページ目の右側の上の図を御覧いただければと思います。改正後における平常時の体制ということで、ガス導管事業者が導管維持管理担当、緊急保安担当ということで体制を組んでおります。下の図は改正後における大規模災害時の特別体制ということで、対策本部で本部長が指揮命令をしますけれども、左側に導管対策隊、右側に顧客対策隊ということで、顧客対策隊に電話対応等

部隊、閉開栓部隊が所属し、ガス小売事業者がその編成の中に入って復旧に当たることになってございます。

左側の表は、参集基準の基本イメージを示させていただきます。小規模災害時（震度4以下の地震）には平常時の体制、震度5強の地震等大規模災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、大規模災害時の特別体制ということで指定要員が自動参集し、右側の下の体制になっていくということでございます。左側の真ん中の震度5弱の地震につきましては、平常時の体制の場合もありますし、ガス導管事業者からの要請があれば、その被害の状況に応じて大規模災害時の特別体制に移行するということになります。

11ページ目に戻っていただければと思います。被災地域内のガス導管事業者が担う役割でございます。2.として大規模災害時対応で担うべき業務に関する人員・資機材の確保、3.として自社の従事者や小売事業者に対する防災教育・訓練の実施、4.として需要家・報道機関に対する広報活動、5.として防災関係機関との情報共有・連絡、こういうことをガス導管事業者が担う役割としてございます。その下、被災地域内のガス小売事業者が担う役割でございます。1.として、ガス導管事業者における災害対策本部への参画ということで、12ページで示したような形で、顧客対策隊の中に入って災害対策本部に参画していくということになるかと思えます。また、2.として、被災需要家からの電話対応等、主に初動対応で、顧客対策隊の一員として、自社内の電話回線を増設し、マイコンメーター遮断など需要家からの相談・問い合わせ対応、マイコンメーターの復帰操作の指示や現場での復帰作業といった業務を担うことになっております。

3.として、復旧対応における保安閉開栓については、災害対策本部の指揮命令系統のもと、顧客対策隊の一員として面的な保安閉開栓を担うことになっております。

4.として、大規模災害時対応で担うべき業務に関する人員・資機材の確保で、必要な電話回線や事務所の非常用電源、通信設備、パソコン、食料等の資機材を確保する。

5.として、大規模災害時対応で担うべき業務に関する教育・訓練で、これについては導管事業者による災害教育・共同訓練に参加するとともに、自社の参集予定人員に対して必要な教育・訓練を実施するというところでございます。

6.として、需要家への注意喚起、7.としてガス導管事業者からの協力要請協議への対応というようなことになっております。

これにつきましては、資料2-1の本文の29ページ目、30ページ目を御覧いただければと思います。

30ページ目に写真を載せてございますけれども、大規模災害時については、ガス導管事業者からの要請に応じてガス小売事業者は誠意を持って協議することが望ましいということでございますけれども、大規模災害時以外にも、漏水による導管の損傷、水の流入等による供給支障事故の発生時についても、ガス導管事業者が早期復旧の観点からガス小売事業者に対して協力要請を行う場合が考えられます。この場合についてもガス小売事業者は同様に誠意をもって協議することが望ましいということを書かせていただきました。

30ページ目の(ロ)、被災区域外のガス導管事業者・ガス小売事業者による連携・協力というところでございます。これにつきましては、今回の法改正後においても、被災区域外のガス事業者も導管対策隊または顧客対策隊に参画し、引き続き被災事業者と一体となって大規模災害時対応を行うことが望ましいとしてございます。また、被災区域外のガス小売事業者に関しても、可能な限り、被災区域内のガス小売事業者と同様に顧客対策隊に参画し、保安閉開栓に従事することで、早期の復旧作業の実施に対して連携・協力していくことが望ましいとしてございます。

また、③の大規模災害時における連携・協力として求められる事項の担保手法ということでございます。改正法第163条では、全てのガス事業者に対して、相互に連携し、協力しなければならない義務を課したところでございます。今般の検討内容に関しましては、国が作成する「連携・協力ガイドライン」に記載することとし、緊急時・大規模災害時に関して明確に示すこととする。また、必要な連携・協力事項については、保安業務規程等の記載事項とするとして、31ページ目の(イ)にガス導管事業者に関する内容ということで、ガス導管事業者については基本的には保安規程で大規模災害時の内容を記載することにしてございます。また、保安業務規程においても、緊急時対応等について同様な内容を記載するというようにしてございます。

(ロ)のガス小売事業者に関する内容で、ガス小売事業者については、保安業務規程に大規模災害時対応に関する内容を記載していくということになりますけれども、実際に対応をするに当たっては、あらかじめガス導管事業者とガス小売事業者との間で当該対応に関する協議を行うことを託送供給約款において取り決めることとするとしてございます。

④今後の見直しの必要性で、今後の大規模災害時対応の在り方につきましては、今後の事業環境の変化、大規模災害発生後など、定期的に制度の在り方を検討し、必要な箇所は見直しを行っていくということにしてございます。

続いて、資料2-2の13ページ目、内管等の工事、維持及び運用に係る連携・協力につ

いてでございます。

1. 今般の法改正によって、内管保安はガス導管事業者が行うこととされてございます。他方、これまで一般ガス事業者は、一般ガス供給約款により、需要家との間でいろいろ担保してきておりましたが、今後は直接の契約関係はなくなります。そこで、今後は以下の事項をガス小売事業者との間の託送供給約款の記載事項とし、ガス小売事業者が小売供給契約の締結時に需要家の承諾を得ることとする。また、ガス小売事業者は需要家と直接接点を有することから、敷地内他工事などについて情報提供等の協力を行うことが望ましいとしてございます。右下の1. の①から⑤に、需要家の承諾を得る内容を書かせていただいております。また、2. で、今後、全面自由化によって新たに求められる事項として、ガス小売事業者については敷地内他工事に関してガス導管事業者に情報提供等の協力を行うことを挙げさせていただいております。

続いて、ガス小売事業者による保安業務関係で、15ページ目を御覧いただければと思います。消費機器調査・周知の実施体制についてでございます。

法改正後は、新規参入者を含むガス小売事業者が消費機器の調査・周知を行うこととなりますが、競争的な市場環境においても、現行と同水準の実施体制を整えていくことが必要。そのために、消費機器の調査・周知に関して、責任・管理体制や従事者への保安教育などの実施体制を保安業務規程の記載事項とし、事業開始前に経済産業大臣が確認し、必要があればその内容の変更を命じることで実行性を担保していきたいとさせていただいております。現行制度では、ガス事業者については業界資格でルール化してございます。例ということで、日本ガス協会の需要家ガス設備点検員という業界資格を挙げさせていただいております。これについては、実務経験として3カ月以上従事するか、点検員資格を有する方に1カ月以上同行して現場教育を受けることが求められるとしてございます。

これにつきましては、参考資料2で、日本ガス協会の金子様から御説明をいただいているところでございます。また、登録調査員ということで、日本コミュニティーガス協会から、参考資料3で、杉森様から御説明をいただいているところでございます。続いて、16ページ目に移らせていただきます。具体的な実施体制でございますけれども、今後、国が作成するモデル保安業務規程で示していく内容を挙げさせていただいております。

1. として、保安統括者、保安主任者による調査・周知の実施でございます。事務所単位で保安管理組織を定め、保安統括者が当該組織内の保安業務を統括。さらに、保安統括者の指示のもと、保安主任者が委託先を含めた従事者の指揮などの業務管理を行うという

こととございます。これにつきましては、下の表で、事業所の長の保安統括者、その下の保安主任者、その下の○が実際の従事者の方という形になります。(※)で、「なお、ガス小売事業者等の規模等の実態によっては、『保安主任者』を設けず、『保安統括者』が直接従事者に対する指揮等を直接行う場合もある」ということとございます。

2.として、調査・周知の実施に関する監督を行う者ということと、ガス小売事業者は、ガス工作物を維持・運用しない場合には、ガス主任技術者の選任は行わない。そこで、消費機器の調査・周知など保安業務に関する監督を行う者として、保安業務監督者の選任に関することを保安業務規程に記載させることとございます。この保安業務監督者につきましては、(※)で「保安統括者又は保安主任者が『保安業務監督者』を兼任し、指示・監督を実施」ということと、これにつきましては、ガス工作物を有するガス主任技術者と同じような体系になってございます。右側に保安業務監督者の職務ということと、保安業務規程の制定・改廃に関する意見、事故内容の審査、所管官庁への対応、立入検査の立ち会い、保安業務規程の実施状況の把握などの職務とございます。

また、下の教育・訓練というところとございますけれども、保安業務監督者への教育・訓練ということと、①ガス事業関係法令（保安関係）、②ガスに関する物理及び化学理論、③消費機器の調査・周知など保安業務に関する技術、④ガス器具の構造及び機能に関する科目に関して、教育・訓練を行うということとございます。これにつきましては、参考資料1で、第3回目に日本ガス機器検査協会の森下様から御説明をいただいているところとございます。

2.として、調査従事者に求める教育・訓練で、具体的な教育計画を毎年定めて実施する。また、現在、ガス事業者が行う需要家ガス設備点検員等の業界資格や、それに相当する知見を習得することが望ましいこととございます。続いて、17ページ目、消費機器に係る自主保安活動についてとございます。現在、ガス事業者が取り組んでいる自主保安活動につきましては引き続き実施されることが重要ということと、業界全体の方針として全国的に実施してきたものなど、以下の8項目に関して制度的な担保を措置することと、全面自由化後の確実な実施を求めていく。さらに、それ以外の項目に関しても、自主保安事例集の作成・公表や、自主保安の見える化、事業者表彰を通じて、事業者や需要家の保安意識を高め、需要家が自主保安に精力的に取り組むガス小売事業者を評価した上で供給先を選択する仕組みを構築することとございます。制度的担保を措置する自主保安項目とございますが、1.は各事業者が統一的に実施すべき項目で、これについては施行規則等で担

保するというので、①開栓を伴う場合の供給開始時調査、②供給ガスに対する適応性の確認、③不完全燃焼防止装置のない金網ストーブに関する周知、④浴室内設置の不完全燃焼防止装置のない自然排気式ふろがまに係る排気筒先端の安全性確認の周知、⑤消費機器の接続具についての周知としてございます。

また、2. は各事業者が確認項目を設定して確実に実施すべき項目で、これについては保安業務規程で担保するというので、⑥消費機器の接続具の適合性確認、⑦不完全燃焼防止装置のない開放型小型湯沸器の一酸化炭素濃度測定、⑧業務用換気警報器の設置促進とさせていただきます。

続いて、18ページ目に移らせていただきます。開栓を伴わない供給開始時における前回の消費機器調査結果の活用についてでございます。単に供給者が変更される「スイッチ」の場合については、物理的な開閉栓を伴うものではないと整理されてございます。ガスシステム改革小委員会において、日本ガス協会から、一般ガス導管事業者がガス小売事業者から提供された消費機器情報に関して保存し、スイッチ時には切替え後のガス小売事業者に対して当該情報を検索可能とすることが提案されてございます。

これにつきましては、下のページに、検索可能な情報項目の⑨に、保安情報の例として、法定調査対象機器に関する情報等ということで、直近の法定調査実施日とか調査結果などが検索可能ということで提案されてございます。

戻っていただいて、18ページ目の2. で、保安の観点からは、スイッチ時は物理的には供給者の切替えを行わない場合と何ら違いはないことを踏まえ、消費機器の調査結果が引き継がれることを前提に、スイッチ時に再度の調査は求めないこととする。

3. で、なお、消費機器情報は需要家の個人情報であることから、需要家が必要かを判断し、情報提供に承諾を与えることが前提となる。仮に需要家の承諾が得られず、前回の消費機器調査結果を入手できなかった場合には、スイッチ時に消費機器調査を行う。

4. で、ただし、危険発生防止周知については、保安向上の観点から、スイッチ時においても行うとさせていただきます。続いて、20ページに移らせていただければと思います。Ⅱ－2. 4. 危険発生防止周知の手法についてでございます。

今般、法改正後にガス小売事業者が実施する危険発生防止周知につきましては、現在、書面配布に限定しているところでございますけれども、需要家の承諾を前提に、電子メールなどの情報通信技術を利用する方法を認める。ただし、そういう方法による周知を実施した場合であっても、需要家が別途書面配布を求めた場合には、あわせて書面配布を行わ

なければならない。この情報通信主体については、左側に①電子メールを送信方法で、その記録を出力できる、②ガス小売事業者のホームページでダウンロードできるなどを挙げさせていただいています。右側に基本イメージで、真ん中に細かく書いてございます。需要家が承諾し、かつ当該方法による周知が実施可能な場合はそれができます。ただし、左側で、書面配布を需要家が望む場合、特段の意思表示がない場合、そういう通信技術が実施不可能な場合は書面配布。一番右で、両方望む場合には両方の方法とさせていただいてございます。下の21ページのⅡ－2．5．旧簡易ガス事業の用に供するガス工作物に係る保安規制についてでございます。

簡易ガス事業につきましては、今般の法改正後はガス小売事業の一類型として、引き続きガス事業法の保安規制を課す。そこで、ガス小売事業は新規参入が予想される分野を踏まえ、改正後は特定ガス発生設備に対する定期自主検査の実施、また導管の危険標識の設置について新たに求めることとするとしてございます。①で特定ガス発生設備に対する定期自主検査の実施の件が挙げられております。

現在、一般ガス事業者に対しては定期自主検査の義務が課せられているものの、簡易ガス事業者には、簡易なLPガスボンベを用い、自然気化を行うような供給形態を想定しており、該当義務を課していない。しかしながら、現状では写真の右側のところでございますが、高圧ガスの製造を行うような、強制気化方式による比較的大規模な特定ガス発生設備も存在していることから、最高使用圧力が高圧の特定ガス発生設備を定期自主検査の対象に加えることとしてございます。

なお、現在簡易ガス事業者は検査を自主保安の一環として行っておりまして、実態に即した形で実施するというのを挙げさせていただいております。

また、その下の②導管の危険標識の設置で、液化石油ガス法については、導管は供給管の技術基準として、地盤面上に供給管を設置し、周辺に危害を及ぼすおそれがあるときには見やすい箇所に、LPガスの供給管である旨、危険標識を設けることとしてございます。今後、この旧簡易事業のために設置する導管については、同一地域に複数の事業者が設置するケースも想定されることから、同様に危険標識の設置を義務付けることとしてございます。続いて、Ⅱ－3．その他関係で、23ページを御覧いただければと思います。Ⅱ－3．1．小売全面自由化後の事故報告のあり方についてでございます。

今般の法改正により保安責任の主体がガス導管事業者・ガス小売業者に別れることとなるが、まず供給・製造段階の事故については、ガス工作物に関する事故であることから、

ガス導管事業者など、そのガス工作物の保安責任を担う事業者を報告主体とする。

他方、消費段階（消費機器・ガス栓）の事故については、消費機器・ガス栓操作に係る事故については、ガス小売事業者を報告主体とする。また、ガス栓の欠陥・損壊・破壊に係る事故については技術基準適合維持義務を担うガス導管事業者を報告主体とする。

また、消費機器・ガス栓操作に係る事故であっても、緊急時対応は導管事業者が一元的に対応するため、ガス導管事業者から事故報告主体のガス小売事業者への情報提供を行うこととしてございます。

なお、右側のフローでございますが、不明の場合ですとか、ガス工作物に起因する場合はガス導管事業者。消費機器等というところでガス栓も含まれますけれども、それに起因するものについては、ガス小売事業者による報告という整理をさせていただいてございます。

続いて、24ページを御覧いただければと思います。Ⅱ－3. 2. 協力勧告対象となる公共の安全の確保上特に重要なガス工作物についてでございます。

先ほどフローを説明させていただきましたが、勧告の対象となる公共の安全の確保上特に重要なガス工作物ということで挙げさせていただきました。これについては保安上重要な建物ということで、これまでガス安全高度化計画に基づき取り組んでいる経年埋設内管対策のところで、一般工作物を除く建物区分1～10を位置付けて対策を推進していることから、保安上重要な建物のガス工作物として明確化してはどうかとしてございます。

また、25ページがⅡ－3. 3. 小売供給開始時における開栓に関する保安措置についてでございます。

開栓業務については、内管漏えい検査と消費機器調査が行われるのが一般的でございますが、ガスシステム改革小委員会の方で担い手の場合分けが行われ、AからDに関しての整理をさせていただいてございます。

AとDについては、導管・小売、場合によっては委託を受けた者が同日に実施するというところで、これについてはそれが適当という話もございますけれども、Bで導管が先に行くケース、またCでガス小売事業者が先に行くケースを取り上げて、保安対策WGでも検討を行ってございます。Bに関しては、導管の漏えい検査後に閉栓して立ち去ること、Cに関しては、漏えい検査前の内管を小売が調査のために開栓することとなり、保安上適当でないという整理をさせていただいています。

なお、資料2－1の本文の一番最後の73ページを御覧いただければと思います。

これにつきましてはワーキング後に倉渕座長と相談させていただきまして、AからDの

検討結果を見やすい形で整理させていただいています。AとDについては適当、Bについては、閉栓してから需要場所を立ち去る、また内管に異常はなく、ガス小売事業者による開栓作業が可能となったことをガス小売事業者に連絡、Cについては、保安の確保の観点から適当でないという整理をさせていただいているところでございます。私からの説明は以上でございます。

○豊田委員長　　どうもありがとうございました。膨大な内容ですので、フォローするのにかなり苦勞する面もあるのですが、少なくとも現在の保安レベルを低下させることはない、また、それをより向上させるという観点から、倉渕座長のもとにおまとめいただきました。このまとめに関しまして、御尽力賜りました委員の方々からコメントを頂きたい、まず倉渕座長、何かございましたら。

○倉渕委員　　今まで都合4回、ワーキングを実施して参りました。主に緊急時対応及び大規模災害時に、現状で事業者が担っておられる保安業務を、ガスシステム改革後の導管事業者と小売事業がどのように担うべきかということについて議論いたしまして、保安業務規程及び連携協力ガイドラインに盛り込む内容について整理いたしました。また、日常の小売における保安業務につきましては、保安業務監督者及び消費機器調査員という新しい資格を設けまして、これに教育プログラムを実施することによって、現在の保安を維持・向上させていこうというフレームワークを作りました。今後は中身を充実させることによって、いかに更なる保安レベルの向上に努めていくかということが課題になるかと思えます。以上です。

○豊田委員長　　どうもありがとうございました。それでは、御参加いただきました委員の方々からも御意見を賜りたいと思います。赤穂委員、何かございますでしょうか。

○赤穂委員　　ワーキングに参加して、中間整理をまとめさせていただきました。倉渕座長のもとで何回か議論させていただきました。座長もおっしゃっていましたが、これから実のある保安をしていくということが必要ですので、今後新規に参入してくる小売事業者さん、導管事業者さん、既存の小売事業者さん、全部連携して安全に当たる状況が大事だと思います。そのためにも事前の訓練がとても大事かと思えます。

それと、最近はIoTであるとかビッグデータ解析とか、そういう新しい手法も出ていますので、ガスの安全にそれがどういうふうに使えるのかというのは、私はまだ知見がありませんけれども、そういう新しい技術も使いつつ、コストを上げないで安全を確保するという手法も考えていただきたいと思います。以上です。

○豊田委員長　　どうもありがとうございました。久本委員、お願いいたします。

○久本委員　　今、委員長からもお話ありましたが、フレームはいろいろなことを想定して、現在の保安レベルを下げないことを前提として出来た訳です。これからは更に内容を詰めて、より実効性のあるシステムにする必要があると思いますので、その点を中心に引き続き検討を続けていただきたいと思います。以上でございます。

○豊田委員長　　どうもありがとうございました。それでは、三浦委員。

○三浦委員　　ワーキングでは大変お世話になりまして、倉渕座長のもと、いろんな業界の方たちからも御説明をいただいて、保安のレベルを維持しつつ、さらに上げていくというところで、皆さんまとまったかと思います。

今日の中間的整理の内容の12ページ、特に大規模災害がこれからきっと起こるであろうということで、12ページの表にありますとおり、非常に枝葉末節のお話で恐縮ですが、何かあったときのための顧客対策隊の中身、教育の重要性と、先程赤穂委員が訓練のお話をなさっていましたが、どんなことを訓練して、いろんなシミュレーション、特に高齢者を相手にするときに様々な顧客がいるということをシミュレーションして、顧客「対策」ではなく顧客「対応」していただけるように再びお願いしたいところでございます。ありがとうございました。

○豊田委員長　　どうもありがとうございました。吉川委員、お願いいたします。

○吉川委員　　私もまずは、ワーキンググループの座長として取りまとめていただいた倉渕委員と事務局の方にお礼を申し上げたいと思います。そして、皆さんおっしゃっていたことですけれども、まずは大きなフレームはできたけれども、これから安全性が置き去りにならないかどうかというのは、具体化していく中で真に実効あらしめる規程ができて、皆さんがその規程を画餅にならないように実施していただくということが肝だと思っています。その意味でまず小売業者の方に是非お願いしたいのは、スイッチ1つで切り替わるという、とかく感銘力がないかもしれませんが、これまでガスを扱ったことのない事業者さんがたくさん参入されてくる中で、ご自分たちが使っていらっしゃるガスをいうものをよく知っていただいて、保安の一翼を担われているんだという責任感を持って取り組んでいただきたい。競争は厳しくなるかと思いますが、コストをかけてでも社員の教育ということをも十分になさっていただきたいということを改めてお願いしたいと思います。それから、ガス事業者さんには、小売業者さんがライバルになる部分もあるかと思うんですが、これまで培ってこられた保安についてのノウハウですとか情報提供あるいは教育の部分で

も、ガス全体のチームという意識を持って担っていただきたいなという思いです。

それから、国の方をお願いしたいのは、正直者が馬鹿を見るということになってはいけ  
ないので、保安にコストをかけてきちっとやってくださっているところを見える化してい  
ただいて、保安規程にしてもきちっと見守って監督していただくということが必要ではな  
いか。また、大きく変わる時期ですので、変わって一定期間を経た後には是非振り返り  
をしていただいて、何か問題はないかということを一體となつて検証を是非していただ  
きたいということをお願いしたいと思います。確か最初の時期に四位一體という言葉が出  
ていたと思いますが、本当に四位一體が実現できることを私も祈念したいと思います。以上  
でございます。

○豊田委員長　　どうもありがとうございました。今、御発言いただきました委員の方々  
の御尽力で、このような形でフレームワークをまとめていただきました。競い合うの「競  
争」だけでなく、ともにつくるの「共創」が非常に大事であるという御発言を今いた  
だいたように思います。これをいかに実践するかが問われているという委員の方々の発言  
であったかと思ひます。それでは、本件につきまして他の委員の方々からも御意見を賜  
りたいと思ひます。いつものように、御発言いただくときはネームプレートを立てて  
お願い申し上げます。堀委員。

○堀委員　　それでは、大規模災害時の対応について一言申し上げたいと思ひます。

ワーキンググループの皆さんがいろいろ御努力されて、大変すばらしいものができた  
と感服しております。

その一方で、導管事業者さんとガス小売事業者さんの災害対応時対応に、実際に動  
ける人の数が増える理由が少しもないように思われます。「大規模災害時に現在持  
っているマンパワーを確保できるか」という点に関しては、余り樂觀視が  
できないように思われます。すなわち、マンパワーが減る場合を考  
える必要もあると思ひます。顧客そのものも、高齢者の方や外国人の方  
もいらっしゃるようにより多様になり、きめ細かい対応がより要求  
されるのではないのでしょうか。

この状況は、技術革新で対応しなければならないところもあるように思  
われます。多様な顧客に対して多様な小売事業者が緊急時に対応できる  
システムの開発が必要なのではないのでしょうか。技術革新の内容を具  
体的にすると、マイコンメーターももう少し自動化する、例えば高  
齢者用・外国人用にある程度遠隔操作ができるものにする、この  
ようなことです。自由化をイノベーションのチャンスと見て、多  
様な顧客に対して多様な小売事業者

が利用できるシステムの技術革新を考えてもよいと思います。私のこの話の前提となっているのは、最初に申し上げたように、災害時のマンパワーが減ることが懸念されるため、新しい技術の導入が必要ではないかということです。以上です。

○豊田委員長　　どうもありがとうございました。重要な御指摘を賜っております。マンパワーの問題、これはどうも避けがたい。だからこそイノベーションのチャンスじゃないかという御発言でございます。この点も、逆に事業者の方でいろんな御検討を賜りたいと思います。

次に大河内委員、お願いいたします。

○大河内委員　　私も皆さんと同じように、ワーキングの方たちの御努力で、中間の整理がとてもよく考えられていると思っています。内管工事や維持のところがガスの導管事業者さんの責任ということになったことで、これからの新築のガス工事の保安基準が保たれるというところは歓迎しています。ただ、ガスの導管事業者さんに全ての内管工事の保安責任を任せてしまうというときに、既に自由化されているLPガスのところでは様々な消費者問題というか、苦情が寄せられています。それは工事価格の問題なんですけれども、工事価格を安くしてそれをガス料金に乗せるとか、無償配管、配管はただでやってあげますよと言って、そうすると切り替えができなくなるとか、いろんなことが起きているんですが、都市ガスの方でもそういうことが起きてしまうのではないかということが心配としてあります。価格というのは保安に大きく関わってくるところだと思いますし、私たち需要家というか消費者は、自由化によってガスが選べるようになってと言われても、生まれてから1回も選んだことがないような商品を選ぶというのはとても難しいことだし、今までは保安というのは価格の中に含まれているんだと思ってぼんやりしていたわけですから、そこをどこかがちゃんと見てくれるというか、経産省さんが監視するのかどうか、その辺のところは気になるので、お答えいただけたらと思います。

○大本ガス安全室長　　今の大河内委員の御懸念の点について、確認なんですけれども、工事した後の工事料金とか、そういうところをチェックして欲しいという話でしょうか。保安の観点ということに関してはガス導管事業者が保安責任を担うということで、ガス導管事業者が維持管理するという点において、場合によっては工事承諾人の方、工事を任せる方に担ってもらう。そこは私どもの関係で整理させてもらってはいるんですけれども、今の工事料金とか代金の回収、取引の適正のような話についての国の見解という話で御質問されていたのでしょうか。

○大河内委員　この委員会ではなく、システム改革の委員会で決めることかもしれませんが。

○藤本ガス市場整備課長　ガス市場整備課長の藤本でございます。ガスシステム改革小委員会の事務局を務めさせていただいています。

御指摘の点はガスシステム改革小委員会でも議論になっておりまして、その対応としましては、契約を結ぶ前に、どういう料金がガス代に含まれているか需要家の方々にきちんと御説明する、こうした点を厳しく運用するという形で対応するとの議論になっております。

○大河内委員　ありがとうございます。自由化されたLPガスは、消費者からの苦情が本当に多いんです。都市ガス自由化で、同じ道を辿ってほしくないと思ひまして、是非そこはそうならない仕組みを作っていただきたいと思ひます。

○豊田委員長　一部の説明だけで全てという形で、業者の説明不足とか、説明のアンバランスがそういうことを生んできたりもするので、これは運用上の問題と、何から規制が必要かどうかという点もあわせて、御検討頂きたいという御指摘であったと思ひます。他にご意見、よろしいでしょうか。辻委員、どうぞ。

○辻委員　全国ガスの辻でございます。システム改革後の保安規制に関する詳細設計におきましては、ワーキンググループを中心に丁寧な進め方をさせていただいていると認識しております。実際の現場では、制度を運用してみても初めて見えてくる課題もあると思ひしております。資料にも記載がありますとおり、制度が十分機能するかどうか点検して必要な見直しを行うことで、現場で働く人が高いモチベーションを持って保安業務に臨めるように配慮をいただきたいと思ひます。先ほど来ご指摘がありますとおり、小売全面自由化以降、既存事業者と新規参入者は営業面では競合相手となる一方で、保安面では連携して事に当たる「競合と協働」という新しい関係性を持つこととなります。今回、緊急時、大規模災害時も含め、新規参入者の方々も一定の役割を担っていただく方向性が示されました。これからも「保安は協働で」という基本認識に立ち、ガス事業に携わる全ての働く人がお客様の安心・安全を最優先とする高い保安マインドを持ち続けられる環境づくり、風土づくりを国、事業者、それぞれの段階で進めさせていただきたいと思ひます。以上でございます。

○豊田委員長　どうもありがとうございました。実際に作業に携わる人の立場からという御発言で、先ほどから言っていますように協働で、情報の共有とともになし遂げるといふことの意識が、このフレームの中でどういうふう構築されるかということが大事だと

いう御指摘だと思います。これに関しては、自由化後も常に点検しながら進めていただくという方針になっておりますので、そういう点を生かしていただけたらと思います。

富田委員どうぞ。

○富田委員　　まずもって今回、中間的整理をまとめていただきました事務局並びに倉渕座長を始めとしたワーキングの委員の皆様に、精力的な御検討をいただいて取りまとめいただいたことに感謝申し上げます。

先ほど来、多くの委員の方がおっしゃっていましたように、小売全面自由化後の時点であるべき規制のフレームとして、一番望ましい取りまとめがされたのかなと思っております。今後その内容を詰めていくところが大事だということは、私ども全く同じふうと考えております。例えばガイドラインでありますとか、今後検討されるわけですけれども、保安に関する知見を持っている事業者として御協力させていただきたいと思っております。

これも先ほど来出ておりますが、既存事業者のシェアがこれからどんなふうが変わっていくだろうかということでもありますとか、2022年には法的分離の話があります。それから、あってほしくはありませんけれども、大規模災害も起こるかもしれないし、大規模ではなくてもガスの事故が根絶されているわけではありませんので、こういった苦い経験を踏まえながら、よりよいものに改善していく努力は今後も引き続き行う必要があるんだろうという認識でおります。以上です。

○豊田委員長　　どうもありがとうございました。事務局、よろしく願い申し上げます。

松村委員どうぞ。

○和田委員（松村代理）　　日本コミュニティーガス協会の松村でございます。今回、大きなフレームワークが定まったということで大変感謝しております。私どもも会員事業者に、この内容を周知徹底していく必要があるかと思っておりますけれども、できるだけ早く余裕を持って準備にかかれますように、関係省令等の整備をよろしく願いたい。

もう1つお願いは、一旦決まるととかく硬直的になる場合があるわけですが、大きな改革でございますので、走り出すと新たな問題が出てくるということもあろうかと思っております。そういう意味では保安の水準の維持向上という観点から、柔軟な取り組みということも考えていただければありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○豊田委員長　　どうもありがとうございました。次いで、秋山委員どうぞ。

○秋山委員　　日本ガス機器検査協会の秋山です。ガスに関わる関係者全体が重視しなければならない安全の大もとというのは、ガス安全高度化計画であり、原点であろうと思

ます。ガス安全高度化計画は製造から供給、消費にわたる全体の計画ですけれども、その中で消費のウエートというのはかなり大きいわけです。そういう意味で新ガス小売事業者も含めた小売事業者の役割が非常に大きいと思います。自由化後にあっても、何が何でもガス安全高度化計画を達成するという使命感を今後も全体が持たなければいけないと思います。我々もその周知徹底に努めたいと思いますけれども、国の計画でありますので、是非国がこれを決めてリードしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○豊田委員長　　どうもありがとうございました。高度化目標に関しては、共通の認識というのは重要なポイントであろうと思います。

早田委員どうぞ。

○早田委員　　新規にガス小売に参入させていただく事業者といたしまして、今回の中間取りまとめ、整理いただきました方針に従いまして、積極的にガス導管事業者様との連携・協力を図りながら、ガス保安の確保に努めて参りたいと考えてございます。

今回、委員の方からも御意見としてございましたけれども、私どもWGの中でも一部要望させていただいてございます。特に開栓を伴わない場合における前回の消費機器の調査結果の活用ということで、データベースの活用とかIoTの活用とかビッグデータというお話も審議官の方からもございましたけれども、保安レベルを効率的に維持していくためにも、導管事業者が行う緊急時対応に必要な消費機器の情報だけではなくて、私ども小売事業者として保安業務を全うするために必要な情報、これは今回省令化される情報だけではなくて、保安業務規程に定めて自主的に調査・確認していただくような情報についても、その履歴を含めて一元的に管理して、私どもが検索可能としていただくようなデータベースを作っていただくことが非常に重要ではないかと考えてございますので、これにつきましてシステム改革側での議論との連携を図り、検討をよろしくお願ひしたいと思っております。以上でございます。

○豊田委員長　　どうもありがとうございました。皆が共有できる情報というものをいかにつくり上げるかということだろうと思いますが、より保安に寄与する情報の管理ということも重要かと思ひます。この辺に関してはシステム改革とともに、あわせてこういう場で検討していただければと思ひます。それでは、皆様から御意見を賜りましたが、倉渕座長のもとでフレームワークに関しての更に整理を頂くこととし、今回の中間取りまとめに関しては皆様、御賛同いただけたと思ひます。より効果を高めるための実践に関して、どのような点をこれに付加すべきか、あるいは実践後に確認しておくべきことなども含めま

して、取りまとめていただけたらと思います。今回の中間報告ですが、ほぼ大きなフレームワークに関しては御了承いただいたということですのでよろしいでしょうか。——ありがとうございました。

それでは、次の議題に移らせていただきます。前回から議論になっておりますが、「規制の整合化等に向けた検討について」ということで、この件に関して事務局から御説明をお願いいたします。

○大本ガス安全室長 資料3を御覧いただければと思います。規制の整合化等に向けた検討についてでございます。

1. 既存規制の見直しにつきましては、前回もご説明させていただきましたが、規制・制度間の整合化について可能な限り取り組むとさせていただきます。

2. の比較検討調査の実施状況につきましては、第11回の本委員会において、消費機器・内管の調査・検査等の頻度を、現行40月に1回以上については4年に1回以上、周知の頻度についても、3年度ごとに1回以上については2年に1回以上ということで、液化石油ガス法に定める頻度と整合化させることを確認してございます。

今回、大きく3つの検討事項について御審議いただければと考えてございます。

1つが1ページの(1)対象物を有効に保護するための措置でございます。概要で、現在、ガス事業法では、ガス工作物に関し、その外面から保安物件(学校、病院等)に対して距離を確保することを求めています。また、当該距離を短縮する要件として、厚さ12センチメートル以上、高さ1.8メートル以上の鉄筋コンクリート構造の障壁を設けることを定めている。同様に液化石油ガス法についても、保安物件からの距離ということで、その短縮要件について障壁の措置を定めています。続いて、2ページを御覧ください。液化石油ガス法においては、障壁の構造の具体的な要件ということで、対象物を有効に保護できるものであることと解釈を明確にしております。他方、ガス事業法には解釈例においてその規定がなく、具体的な内容について明確化していないところでございます。そういったことから、整合化の観点で、ガス事業法についても解釈例について対象物を有効に保護することができるものを明確化し、液化石油ガス法と整合化することとしてはどうかとさせていただきます。

なお、液化石油ガス法については、対象物を有効に保護できる障壁の具体的な基準として、液化石油ガス法Q&A集において斜角規制を示しています。そこで、ガス事業法においても、液化石油ガス法と整合的な運用としてはどうか。ただし、現行の特定製造所にお

いては、対象物を有効に保護できる障壁を求める解釈を明確化していないことから、こうした斜角を設けてない場合が多い。仮に、既存設備にまで改修を求めた場合には、ボンベ庫の建て替えや需要家へのガス供給の停止など、事業継続性に支障が生じるおそれがある。そのため、現在のガス事業者において、特段の事故が生じていない実態を鑑み、既存設備までは対象とはせず、今後新設する設備に関して適用することとしてはどうか。ただし、既存設備についても、改修等によって設備をリプレイスする場合には、新たな適用をすることに含まれるということかと思えます。

なお、液化石油ガス法において、障壁に対して斜角規制を定めている趣旨としては、ボンベが爆発した際の飛散物から、保安物件を有効に保護することにある。他方、飛散物から保安物件を有効に保護する方法としては、エキスパンドメタルをボンベ庫の屋根に設置する方法も考えられるということです。

これについては、次の3ページにエキスパンドメタルの概要を付けさせていただいてございます。下の写真のボンベ庫の上の天井のところに網目格子状の金属のものをつけることによって、ボンベが飛んだところを保護する。ここについてはJ I S製品になってございます。現在、自治体によってはそういう方法も認めている。また、エキスパンドメタルの飛散防止に関しては、過去のシミュレーション解析についても確認されているということでございます。ここににつきましては、明日開催される液化石油ガス小委員会でも議論させていただき予定でございますけれども、仮に液化石油ガス法における対象物を有効に保護できる障壁として当該措置を認めた場合には、ガス事業法においても同様に当該措置を認め、総合的な運用を行うこととしてはどうかとさせていただいております。

それが1つ目でございます。

2つ目は4ページを御覧ください。保安物件からの離隔距離の内容でございます。ガス事業法・液化石油ガス法では、ガス工作物・供給設備に関して、その外面から保安物件に対して距離を確保することを求めてございます。

4ページの下の方参考3に保安距離を定めており、左側に容器、バルク容器、バルク貯槽、貯槽、右側に貯蔵能力ということで、1,000kg未満、1,000kg以上3,000kg未満、3,000kg以上10,000kg未満。これについてはガス事業法と液化石油ガス法に分けて整理してございます。この中で網がけに書いているところは、ガス事業法と液化石油ガス法で差が生じているところでございます。特にバルク貯槽については、液化石油ガス法に関して安全性を実証した結果を反映しているところでございます。今後の方向性としては、液化石油

ガス法に合わせた形で運用してはどうかとさせていただいているところでございます。

続いて、3つ目の論点として5ページの(3)簡易ガス事業におけるガス主任技術者が兼任する場合の連絡に関し必要な事項でございます。ガス事業法では、特定製造所ごとにガス主任技術者を選任することにしてございます。ただし、近隣にあるという条件を満たす場合には、他の供給地点群にある特定製造所のガス主任技術者を兼ねることを可能にしてございます。その兼ねる要件として告示で定めているところでございますけれども、その告示で定める要件の中に、公衆の見やすい箇所に掲示することを求めています。

これにつきましては、内容として①ガス主任技術者等の氏名、②常時勤務する事業場名、③その事業場及び自宅の電話番号その他の連絡に関し必要な事項を公衆の見やすい箇所に掲示する。他方、液化石油ガスについても、貯蔵設備について外部から見やすいように警戒標を掲げることを求めています。この表示方法ということで、①販売所の名称及び所在地、②貯蔵施設等の管理者の氏名、③貯蔵施設等の管理者の電話番号等としてございます。

6ページに移らせていただいて、液石法では、事務所の電話番号を含む管理者の電話番号としているところ、ガス事業法においては、個人情報であるガス主任技術者等の自宅の電話番号まで掲示を求めているところでございます。

今後の方向性については、自宅の電話番号という点では、緊急時において確実に連絡がつながるように連絡先を掲示するという点なので、必ずしも個人の自宅の電話番号に限定する必要はない。今回、その告示を改正し、事務所の電話番号を含むガス主任技術者等の連絡先の電話番号を求めることで整合化してはどうかとさせていただいているところでございます。以上でございます。

○豊田委員長　　どうもありがとうございました。今御説明いただきましたように、今回は整合性がとれてない3つの課題に関して、整合性をとる方向性について御説明いただきました。何か御意見はございますでしょうか。

○和田委員（松村代理）　　私どもの会員事業者、簡易ガス事業者というのは、液石法に基づくLPガスの販売業務を兼ねているところがほとんどであります。これまで事業者サイドから、実務面において同じLPガスを供給するのにガス事業法と液石法で微妙な違いがあるということで、従業員教育等においても誤解を招くとか、混同しかねないといった声が寄せられておりました。そういう意味で今回、整合化していただくということになると、その辺が解消されますので、大変意義あることだと思っております、感謝申し上げます。

○豊田委員長　　どうもありがとうございます。今の方向性に関して、是非進めていただきたいという御要望でございます。他に御意見はございますでしょうか。

特別にございませんようですので、今御提案いただきました今後の方向性に関して、この委員会としては御了承いただき、今後積極的に進めていただくということをお願い申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

本日、予定しました議題に関しては以上でございます。特に全体にわたって、何か御意見を賜ることがございますでしょうか。それでは、本日、重要な議題でありました自由化後の保安に関してワーキングの方で御検討結果の報告で、大きなフレームワークに関しては御了承を賜ったということで、今後は、実際に実践する上での具体的な課題等も併せまして、また倉渕座長のもとで御検討いただき、最終的な形にさせていただくということをお願いしたいと思います。三木審議官から何かありますでしょうか。

○三木審議官　　産業保安担当審議官をしております三木でございます。本日も様々な御意見を頂戴しまして、また、精力的な御審議をいただきましてありがとうございます。特にシステム改革の保安対策につきましては、ワーキンググループで御検討いただき、中間的整理ということでもとめをいただきました。これは委員長を始め委員の皆様からのコメントがございましたけれども、フレームワークは方向性について示していただいたということでございますので、これからより具体的な内容について、小売事業者の保安業務規程にどういうことを記載していくか、あるいは事業者間の連携・協力ガイドラインを定めていくというステージに入っておりますので、さらに年明け以降、精力的に検討を進めて参りたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

○豊田委員長　　どうもありがとうございました。それでは、今のような形でさらに御検討を進めていただくということをお願い申し上げたいと思います。それでは、本日の委員会はこれで終了させていただきます。事務局からお願いいたします。

○大本ガス安全室長　　中間的整理について御審議いただき、豊田委員長、各委員、また倉渕座長におかれましては、本当にありがとうございました。

委員からの御指摘を踏まえまして、来年引き続き詳細な検討、また検証していく。また、実行をしっかりとっていくということが大事でございますので、この件につきましては引き続き事務局の方でも検討、対応していきたいと考えてございます。

本日の議事概要につきましては事務局で作成し、ホームページ上で公開したいと考えております。また、議事録につきましては委員の皆様にご確認いただいた上で公開すること

を予定しております。追って事務局より確認させていただきますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

○豊田委員長　それでは、本日はこれで終わらせていただきます。年末で年が明けますが、皆様、よいお年をお迎えください。また、来年こそ事業者の皆さんは具体的な作業で忙しくなることと思いますが、よろしく御尽力お願いいいたします。どうもありがとうございました。

——了——